

令和 8 年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・本制度は、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・給付金は年 1 回支給されます。毎年申請手続きが必要です。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・令和 8 年 7 月 1 日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

対象世帯（以下①～④のいずれかに該当する世帯）

- ①令和 8 年 7 月 1 日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
 - ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
 - ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が 100 円以上 105,500 円未満の世帯
※年収目安 270 万円以上 380 万円未満の世帯
 - ④保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯
※年収目安 380 万円以上 490 万円未満の世帯
- ※なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

高校生等の範囲	区分	給付対象世帯及び給付額		
		給付対象世帯	給付額	
			全日制・定時制	通信制
新制度	①	生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
	②	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
	③	年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円	16,830 円
	④	年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円	12,630 円
旧制度	①	生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
	②	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円

※新制度対象者とは、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本に永住意思がある者）・家族滞在者（小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者）のいずれかに該当する人をいいます。

※該当区分（新制度・旧制度）がご不明な場合は、在学先の学校へ確認してください。

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

○新制度対象者

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

- ① 学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用 ID と PW※1 を用意します。
- ② 「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。

<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



※1 4 月に配布した ID と PW を使用してください。

③入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。

なお、収入情報の提出方法は、次のいずれかにより提出してください。

- ・個人番号を入力する
- ・課税証明書等を画像化し、アップロードする（この場合、個人番号は利用しません）
- ・課税証明書等を郵送で提出する

※オンライン申請が困難な場合は、申請書による提出も可能です。在学先の学校（事務室）へご連絡ください。

○旧制度対象者

オンライン申請ができないため、申請書による提出が必要です。在学先の学校（事務室）へ連絡し、申請書をもらってください。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

【区分①に該当する世帯】

次のいずれか

- ・生徒本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

※生活保護受給証明書でも代用可能

【区分②～④に該当する世帯】

次のいずれか

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・令和8年度課税証明書

※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能

※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

申請開始日・申請期限・給付予定時期

申請開始日 令和8年7月15日（水）

申請期限 令和8年7月26日（日）

給付予定時期 令和8年9月末頃

※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和8年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・家計急変または制服加算に係る申請については、在学先の学校（事務室）までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立豊岡高等学校事務室（電話：0796-22-2111）

※ラインネットにて詳細をお知らせしています。ご確認くださいませようお願いいたします。